

9 1号事件

第1 審査会の結論

- 1 桑名駅周辺土地利用構想懇話会委員名簿の役職など一部非開示部分は、開示するのが相当である。
- 2 平成28年2月10日に開催された第1回の懇話会の議事録は、開示するのが相当である。

第2 審査請求の要旨

- 1 桑名駅周辺土地利用構想懇話会委員名簿の役職等一部非開示部分の開示を求める。
- 2 桑名駅周辺土地利用構想懇話会の議事録の開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

- 1 企業名・役職については、桑名市情報公開条例（以下単に条例という）第6条第2号の個人情報に該当するので非開示とした。
- 2 懇話会の議事録については、駅周辺における土地の利用及び機能導入に関して、幅広い分野での意見を聴取するため、企業情報や運営上の情報等も含まれていることから、意思形成過程における情報として条例第6条第6号に該当するため非開示とした。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、役職名などが個人識別情報に該当するか否かと懇話会の議事録が意思形成過程情報として非開示にするのが相当であるか否かである。

1 委員の役職名について

桑名市土地利用構想懇話会委員は、市長から委嘱された委員であり、その仕事の内容も桑名駅周辺の土地利用等について、市長に助言、提言をすることである。上記のような委員の性格からすれば、極めて公的要素が強い委員であり公務員でないとしても単なる私人ではなく、その言動は、桑名市政に関与するものの言動として評価されるべきものである。さすれば、公務を遂行する市職員に準じる地位にあるといえることができる。

しかも、委員らは、公職の代表者や公に広く知られている法人のしかるべき地位にあり、その地位にあること自体が駅周辺における土地の利用や機能導入に関して、市長に助言、提言をすることを合理化する関係にあるのみならず、実施機関は、委員らの氏名は開示していることから、委員らの役職を開示したとしても、委員らのプライバシーが侵害されるおそれはない。よって、条例第6条第2号の個人情報には該当しないので開示すべきである。

2 議事録について

(1) 同条例第1条(目的)の規定によれば、「市民の知る権利を尊重し、公文書を開示する権利を明確にして、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、市が保有する公文書の一層の開示を図り、もって市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による開かれた市政の一層推進することを目的とする。」とある。

同規定の趣旨からすれば、公文書の開示が原則で有り、非開示は例外であるから、公文書の非開示はできるかぎり謙抑的になされるべきである。

(2) 同条例第6条第6号には、意思形成過程情報として以下のとおり規定されている。「市の機関内部等の事務作業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められるもの。」意思形成過程情報が非開示にされているのは、審議や検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者や家族に危害が及ぶおそれなどから率直な意見の交換が不当に損なわれる蓋然性があり得ることや、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力や干渉により当該政策が不当な影響を受け、意思決定の中立性が損なわれる可能性が高い場合があるためである。

(3) 平成28年2月10日に開催された第1回の懇話会の議事録の内容をみると、委員が不明なところや分からない点を実施機関に問いただし、それに対して実施機関が答えているところが多い。一部、委員が意見を述べているところもあるが、その内容は、具体的なものではなく、開示されている図面等と合わせて考えれば、今回の議事録が開示されたとしても、委員に対して危害が加えられることや実施機関の意思形成の中立性が損なわれて、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められない。

また、本懇話会は、原則非公開(桑名駅周辺土地利用構想懇話会の設置及び運営要領第5条第3項)になっているが、会議が非公開であることは、直接、議事録の開示の判断に影響しない。

さらに、中央省庁等改革基本法第30条第5号では、審議会等の「会議又は議事録は、公開することを原則とし、運営の透明性を確保することを原則とする。」とあることからしても、今回の第1回の懇話会の議事録は、開示されるべきである。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 6 月14日	・審査請求諮問書受理
6 月18日	・実施機関に対し公文書部分開示決定理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
6 月24日	・実施機関から公文書開示決定理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
6 月29日	・異議申立人に対し意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
7 月11日	・異議申立人から意見書及び意見陳述の希望を受理
7 月27日	・書面審理 ・実施機関の補足説明の聴取 ・異議申立人の口頭意見陳述 ・審議 (第1回審査)
8 月17日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁 護 士
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大学教授